

第6章 飯塚市公共交通の問題点・課題

前章までの本市の各種公共交通事業の問題点、及び各種意向調査結果等と第2次計画の進捗状況を踏まえ、飯塚市の公共交通における課題を次のとおり整理しました。

【本市の各種公共交通事業の問題点について】

■各種公共交通事業

- 民間公共交通事業
 - ・利用者減少による事業収益の悪化
 - ・運転手不足、運転手の高齢化
 - ・路線バスの事業縮小（減便、廃止）と赤字補填の増加
- 行政による公共交通事業
 - ・公共交通事業関連経費の大幅な増加（事業の効率化）
 - ・効果的な運行・事業運営（利用者増加施策実施）
 - ・利用ニーズへの対応（運行計画や利用方法等）
 - ・安全安心な運行実施
- 民間と行政との事業の重複
 - ・輸送の役割や運行計画（乗降場所、運行ルート）の重複

【市民及び事業者の意向調査結果について】

■市民アンケート調査

- 公共交通の満足度：「満足」、「やや満足」と答えた方は1～2割
- 改善してほしい点は、鉄道、民間バスで「運行本数が少ない」、コミュニティ交通で「案内情報が少ない・わかりにくい」、民間タクシーで「運賃が高い」という回答が多くなっている

■コミュニティ交通利用者アンケート調査 （交通機関別改善事項）

- コミュニティバス：「運行ダイヤ」「目的地」
- 予約乗合タクシー：「目的地」「予約方法」
「乗りたい時間に予約できない」
- エリアワゴン：「運行ダイヤ」「目的地」
- 市民アンケートも含め、様々な利用ニーズへの対応が必要

■交通事業者ヒアリング調査

- コロナ禍の影響で利用者数が大幅に減少している事業者が多数
- 民間事業者では、需要の減少と共に乗務員不足および高齢化が深刻
- コミュニティ交通と民間公共交通との棲み分けについて検討が必要

飯塚市 公共交通の 課題

課題1

民間公共交通事業の確保、維持

課題2

コミュニティ交通の運行・事業運営の効率化

課題3

民間交通とコミュニティ交通の効果的・効率的な連携

課題4

利用ニーズへの対応

課題1. 民間公共交通事業の確保、維持

以前より利用者数が減少傾向にあった各公共交通機関の利用者数は、新型コロナウイルス感染拡大が追い打ちをかける形で、2020（令和2）年度に大幅な減少となりました。翌2021（令和3）年度の利用状況は多少改善してはいますが、今後コロナ禍以前のような利用状況には戻らない可能性があります。

交通事業者ヒアリング調査では、特に民間路線バスやタクシー事業者で運転手不足と高齢化問題が深刻となっている状況が把握でき、公共交通の担い手不足の問題がより顕著となっています。

そのため、各公共交通事業者は従来どおりの運行の維持、継続が困難となっており、バス運行本数の減便や路線の廃止、タクシー車両の休車など、事業の縮小化が憂慮されている状況です。

また、本市においては、市内のローカル線全線（5路線）に対して事業費の補填を行って、民間路線バス事業を確保・維持している状況です。

このような状況を鑑みて、民間公共交通事業を確保・維持するための方策の検討が必要となっています。

課題2. コミュニティ交通の運行・事業運営の効率化

本市では、民間公共交通が運行されていない地域や充足していない地域を中心に、コミュニティ交通（コミュニティバス、予約乗合タクシー、路線ワゴン、エリアワゴン）を運行していますが、近年は低調な利用状況に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響による利用者減少に直面しています。

また、コミュニティ交通事業については、新たな交通体系を編成し、既存交通機関の見直しや新規交通機関の運行などに取り組んでいますが、その事業費は大きくなっています。

今後もコミュニティ交通を未来に渡って継続するには、各コミュニティ交通の現在の運行・利用方法、利用状況に関する詳細な検証や改善を行うこと、周知広報活動の活性化や手法の改善等による利用者の増加に取り組むこと、また事業費の適性化等により、より効率的な運行・事業運営に取り組んでいく必要があります。

課題3. 民間交通とコミュニティ交通の効果的・効率的な連携

前述のとおり、近年は利用者の減少等により、民間公共交通事業者の事業運営がさらに厳しくなるとともに、本市においても民間公共交通事業に対する赤字補填額や、コミュニティ交通関連事業費が増加するなど、公共交通事業に係る財政負担が大きくなっています。

本市としては、民間の公共交通事業者による運行の確保・維持を支援し、公共交通事業全体を維持するというコミュニティ交通のあり方にもとづいて、公共交通機関がそれぞれの役割分担を行って、お互いの利便性の向上、利用者の増加するような、より効果的・効率的な連携をする必要があります。

課題4. 利用ニーズへの対応

公共交通利用者アンケートや市民アンケートの結果によると、コミュニティ交通をご利用になる方の満足度は、不満よりも満足と回答された方が多くなっています。

一方で、コミュニティバスやエリアワゴン・路線ワゴンでは運行ダイヤや案内情報提供方法、予約乗合タクシーでは事前予約方法、運行範囲や目的施設等に要望があるなど、多様な住民ニーズへの対応が求められています。

また、エリアワゴンや予約乗合タクシーでは、住民ニーズに応じるために狭隘な運行経路を運行する必要があるため、安心安全な運行を実施する必要もあります。

地域の皆様の大切な移動手段として今後でもご利用いただくために、運行方法や運行ダイヤ、運行ルート等の面で、適宜、見直しや改善を図りながら、お住いの地域のニーズに応じたコミュニティ交通の構築を目指していく必要があります。

第7章 計画の基本方針

1 飯塚市地域公共交通計画の基本方針

1-1 基本方針

第2次飯塚市総合計画の都市目標像であり、第2次飯塚市地域公共交通網形成計画における基本理念でもある「～共に創り 未来につなぐ 幸せ実感都市 いづか～」から、公共交通が移動手段として日々の幸せの実感の一助となるよう未来に残していくためには、民間事業者と行政、そして地域住民が共に公共交通を創り上げていくことが必要です。よって飯塚市地域公共交通計画における基本理念と基本方針を次のように定めます。

計画の基本理念

連携と協働による、暮らしを支える持続可能な公共交通体系の構築

基本方針① 活力あるまちづくりを支える公共交通体系の構築

- 本市が目指す拠点連携型都市を実現するため、本市中心拠点地域の輸送、居住地から身近な生活利便施設への移動などの各地区内の輸送、並びに本市中心拠点と各地区拠点間の輸送等の各種公共交通事業を実施、支援し、活力あるまちづくりを支えます。

基本方針② 民間と行政との連携、及び民間と行政並びに地域住民との協働による公共交通体系の構築

- 公共交通の維持確保に向け、民間公共交通機関とコミュニティ交通期間の役割分担や乗り継ぎ等の連携とともに、従来の行政、交通事業者だけではなく、地域住民を含めた3者協働により、公共交通体系の構築や利用促進等を行っていきます。

基本方針③ 未来につなぐ、持続可能な公共交通事業

- 運転手不足や高齢化、利用者数の減少、市財政負担の増加などの課題が近年深刻化していますが、これらの課題に対して関係者等と共に適切な対応を行うことにより、効果的・効率的な運行及び事業運営を図り、持続可能な公共交通事業の実現を目指します。

1-2 地域公共交通の位置付けと役割

1) 位置付けと役割

本市の地域公共交通の目指すべき将来像の実現に向けて、本計画における公共交通の位置付けや役割を次のように定めます。

位置付け	交通手段		役割	確保・維持策
広域幹線	鉄道 (民間)	JR 福北ゆたか線 JR 原田線 JR 後藤寺線	・ 広域的な都市間移動を支える交通	交通事業者と連携した取組により、一定以上の需要(利用者)を確保
	バス (民間)	筑豊(特急)福岡線	・ 広域的な都市間移動を支える交通	交通事業者と連携した取組により、一定以上の需要(利用者)を確保
広域幹線 (近隣地域間)	バス (民間)	飯塚・大隈線 上山田線	・ 嘉麻市や桂川町等の隣接都市間の移動を支える交通 ・ 市内の中心拠点や地域拠点間の移動を支える交通	交通事業者及び嘉麻市と連携し、国庫補助(地域公共交通確保維持事業)等を活用しながら、持続可能な運行を目指す
		碓井線		交通事業者、嘉麻市及び桂川町と連携し、国庫補助(地域公共交通確保維持事業)等を活用しながら、持続可能な運行を目指す
	コミュニティバス (コミュニティ交通)	宮若・飯塚線	・ 宮若市との都市間移動を支える交通 ・ 市内の中心拠点や地域拠点間の移動を支える交通	宮若市と連携した取組により、一定以上の需要を確保
地域内幹線	バス (民間)	飯塚市内線	・ 市内の中心拠点や地域拠点間の移動を支える交通	交通事業者と連携し、国庫補助(地域公共交通確保維持事業)等を活用しながら、持続可能な運行を目指す
		小竹・天道線	・ 市内の中心拠点や地域拠点間の移動を支える交通	交通事業者と連携し、国庫補助(地域公共交通確保維持事業)等を活用しながら、持続可能な運行を目指す

位置 付け	交通手段		役割	確保・維持策
地域内 幹線	コミュニ ティバス (コミュニ ティ交通)	筑穂・高田線	・市内の中心拠点や地 域拠点間の移動を支 える交通	飯塚市独自の取組によ り、一定以上の需要を 確保
支線	予約乗合 タクシー (コミュニ ティ交通)	穎田・鯉田 幸袋 穂波 筑穂 庄内 飯塚東 鎮西 二瀬 鎮西・二瀬	・主に地域内におい て、幹線交通や地域 内幹線交通である鉄 道駅やバス停での連 携や、近隣の買物・通 院等の移動を支える 交通（デマンド型運 行）	国庫補助（地域公共交 通確保維持事業）等を 活用しながら、持続可 能な運行を目指す
	エリア ワゴン (コミュニ ティ交通)	穎田 鯉田 幸袋 鎮西 二瀬 飯塚東 庄内 穂波・菰田 筑穂	・主に地域内におい て、幹線交通や地域 内幹線交通である鉄 道駅やバス停での連 携や、近隣の買物・通 院等の移動を支える 交通（定時定路線型 運行）	国庫補助（地域公共交 通確保維持事業）等を 活用し、持続可能な運 行を目指す
	路線ワゴン (コミュニ ティ交通)	穎田 鯉田・幸袋 鎮西	・予約乗合タクシーの 車両を時間区分で併 用利用して、地域内 幹線交通であるバス 停での連携を担う交 通（定時定路線型運 行）	国庫補助（地域公共交 通確保維持事業）等を 活用し、持続可能な運 行を目指す
補完	タクシー (民間)	各地区	・ドアトゥードアの少 量個別輸送を担う、 個別にニーズに対応 可能な交通	交通事業者と連携した 取組により、一定以上 の需要（利用者）を確 保



▲ 飯塚市の将来公共交通ネットワークイメージ

2) 地域公共交通確保維持事業の必要性

本市で運行されている公共交通のなかには、本市や民間交通事業者の運営努力だけでは、その運行や事業運営の確保・維持が難しい公共交通があります。これらに対し、国や県の補助制度（地域公共交通確保維持事業等）を活用することによって、運行や事業運営を確保・維持する公共交通の必要性について、次のとおり示します。

位置 付け	交通手段		地域公共交通確保維持事業の必要性
広域幹線 (近隣地 域間)	バス (民間)	飯塚・大隈線 上山田線	本市と嘉麻市とを結ぶ路線で、通勤通学、買物、通院等の日常生活行動に伴う移動を担っている。起点となる飯塚バスターミナル、経由地である新飯塚駅では、他の公共交通交通と連携しており、広域的な公共交通ネットワークを構築する上で重要な役割を担っている。 一方で、事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、補助制度（地域公共交通確保維持事業等）を活用し運行を確保・維持する必要がある。
		碓井線	本市と桂川町及び嘉麻市とを結ぶ路線で、通勤通学、買物、通院等の日常生活行動に伴う移動を担っている。起点となる飯塚バスターミナル、経由地である JR 各駅では、他の公共交通交通と連携しており、広域的な公共交通ネットワークを構築する上で重要な役割を担っている。 一方で、事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、補助制度（地域公共交通確保維持事業）を活用し運行を確保・維持する必要がある。
地域内 幹線	バス (民間)	飯塚市内線	飯塚市内を運行する路線で、沿線住民の通勤通学、買物、通院等の日常生活行動に伴う移動を担っている。経由地である飯塚バスターミナルや新飯塚駅では、他の公共交通交通と連携しており、広域的な公共交通ネットワークを構築する上で重要な役割を担っている。 一方で、事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、補助制度（地域公共交通確保維持事業）を活用し運行を確保・維持する必要がある。

位置 付け	交通手段		地域公共交通確保維持事業の必要性
地域内 幹線	バス (民間)	小竹・天道線	<p>飯塚市内を運行する路線で、沿線住民の通勤通学、買物、通院等の日常生活行動に伴う移動を担っている。起点となる飯塚バスターミナル、経由地である JR 各駅では、他の公共交通交通と連携しており、広域的な公共交通ネットワークを構築する上で重要な役割を担っている。</p> <p>一方で、事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、補助制度（地域公共交通確保維持事業）を活用し運行を確保・維持する必要がある。</p>
支線	予約乗合 タクシー (コミュニ ティ交 通)	市内 9 地区	<p>各地区内における居住地と、コミュニティ拠点や商業施設、病院等の生活利便施設をドア・ツー・ドアで結ぶ区域運行を行う。特に高齢者等の交通弱者の外出や社会参加を促進し、生活を維持する役割を担っている。また、各地区内の交通結節点ではバスやコミュニティバスへの接続により広域への移動も可能とするなど、地域内幹線系統を補完する上で欠かせない交通機関である。</p> <p>一方で、本市の運営努力だけでは路線の維持が難しく、補助制度（地域公共交通確保維持事業）を活用し運行を確保・維持する必要がある。</p>
	エリア ワゴン (コミュニ ティ交 通)	市内 10 地区	<p>各地区内における居住地と、コミュニティ拠点や商業施設、病院等の生活利便施設を結ぶ定時定路線型の路線である。予約乗合タクシーと同様な役割を果たす地域内幹線系統を補完する上で欠かせない交通機関である。</p> <p>一方で、本市の運営努力だけでは路線の維持が難しく、補助制度（地域公共交通確保維持事業）を活用し運行を確保・維持する必要がある。</p>
	路線 ワゴン (コミュニ ティ交 通)	市内 4 地区	<p>民間事業者の廃止バス路線の代替交通機関として運行を開始したものであり、当該路線の役割を引き継ぐ形で地域の移動を補完する定時定路線型の路線である。また、各地区内の交通結節点ではバスやコミュニティバスへの接続により広域への移動も可能とするなど、地域内幹線系統を補完する上で欠かせない交通機関である。</p> <p>一方で、本市の運営努力だけでは路線の維持が難しく、補助制度（地域公共交通確保維持事業）を活用し運行を確保・維持する必要がある。</p>

3) 補助系統に係る事業及び実施主体の概要

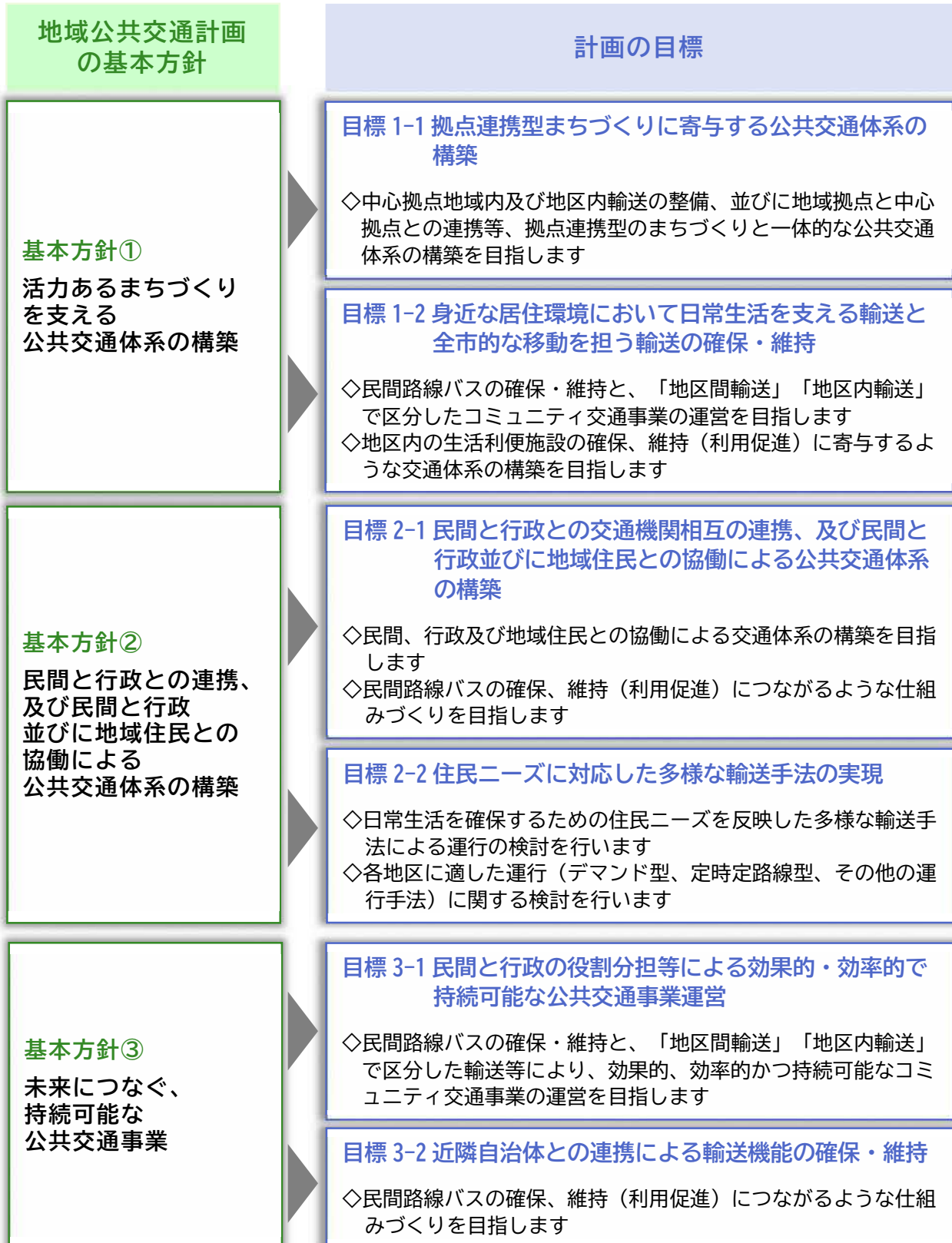
補助系統を含む、飯塚市の地域公共交通の事業及び実施主体の概要は次のとおりです。

位置付け	交通手段		事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
広域幹線	鉄道 (民間)	JR 福北ゆたか線 JR 原田線 JR 後藤寺線	—	—	交通事業者	なし
	バス (民間)	筑豊(特急) 福岡線	4条乗合	路線 定期運行	交通事業者	なし
広域幹線 (近隣地域間)	バス (民間)	飯塚・大隈線 上山田線	4条乗合	路線 定期運行	交通事業者	幹線補助
		碓井線	4条乗合	路線 定期運行	交通事業者	幹線補助
	コミュニ ティバス	宮若・飯塚線	4条乗合	路線 定期運行	交通事業者	なし
地域内 幹線	バス (民間)	飯塚市内線	4条乗合	路線 定期運行	交通事業者	幹線補助
		小竹・天道線	4条乗合	路線 定期運行	交通事業者	幹線補助
	コミュニ ティバス	筑穂・高田線	4条乗合	路線 定期運行	交通事業者	なし
支線	予約乗合 タクシー	市内9地区	4条乗合	区域運行	飯塚市(運行 は交通事業 者に委託)	フィーダー 補助
	エリア ワゴン	市内10地区	4条乗合	路線 定期運行	飯塚市(運行 は交通事業 者に委託)	フィーダー 補助
	路線 ワゴン	市内4地区	4条乗合	路線 定期運行	飯塚市(運行 は交通事業 者に委託)	フィーダー 補助
補完	タクシー (民間)	各地区	4条乗用	—	交通事業者	なし

第8章 目標及び目標達成のための事業と実施主体

1 計画の目標

計画の基本方針の実現化を目指すための目標を次のとおり設定します。



2 実施施策

計画の目標を達成するための施策を次のとおり展開します。

目標1-1 拠点連携型まちづくりに寄与する公共交通体系の構築

施策①		中心市街地エリアにおける輸送維持・拡充				
施策内容	中心市街地エリアの移動需要に応えるため、民間路線バスの確保維持・拡充を目指します。また、中心市街地内及び周辺地区における商業施設、交通施設等の集客力や利便性の向上に向けた検討をすすめます。					
実施主体	交通事業者・飯塚市					
実施年度	事業	実施年度				
		令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
	民間路線バスの確保維持・拡充への取組					
商業・交通施設等の集客力や利便性の向上への取組						
実施評価	適宜、地域公共交通協議会にて、事業の進捗状況の報告・評価を実施					

施策②		周辺地区内における輸送維持・拡充				
施策内容	周辺地区内の移動需要に応えるため、コミュニティ交通（予約乗合タクシー、エリアワゴン、路線ワゴン）および民間タクシーの確保維持・拡充を目指します。					
実施主体	飯塚市・交通事業者					
実施時期	事業	実施年度				
		令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
	コミュニティ交通および民間タクシーの確保維持・拡充への取組					
実施評価	適宜、地域公共交通協議会にて、事業の進捗状況の報告・評価を実施					

施策③	中心市街地と周辺地区の連携					
施策内容	中心市街地と周辺地区間の移動需要に応えるため、JR、民間路線バス、コミュニティバス、民間タクシーの確保維持・拡充を目指します。					
実施主体	飯塚市・交通事業者					
実施時期	事業	実施年度				
		令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
	JR、民間路線バス、コミュニティバス、民間タクシーの確保維持・拡充への取組	実施				
実施評価	適宜、地域公共交通協議会にて、事業の進捗状況の報告・評価を実施					

目標 1-2 身近な居住環境において日常生活を支える輸送と全市的な移動を担う輸送の確保・維持

施策④		身近な輸送を支える公共交通の運行実施				
施策内容	交通不便地域の居住者や高齢者などの生活交通弱者が、買物や通院等の日常生活に必要な移動を行えるように、コミュニティ交通（予約乗合タクシー、エリアワゴン、路線ワゴン）の運行および民間タクシーの運行支援を実施します。					
実施主体	飯塚市・交通事業者					
実施時期	事業	実施年度				
		令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
	コミュニティ交通（予約乗合タクシー、エリアワゴン等）の運行（地区内運行型）	実施	検討	実施		
民間タクシーの運行支援	調査・検討・実施					
実施評価	毎年度、地域公共交通協議会にて、利用状況や利用者ニーズに応じた改善状況进行评估し、コミュニティ交通については3年に1度（次回、令和6年度）、次の3年間の運行内容の再編に向けた検討を実施					

施策⑤		全市的な輸送を支える公共交通の運行実施				
施策内容	本市と周辺都市との広域的な移動から、市内における地区間移動まで、全市的な移動を支える鉄道、民間路線バス、コミュニティバスの運行およびその支援を実施します。					
実施主体	飯塚市・交通事業者					
実施時期	事業	実施年度				
		令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
	鉄道、民間路線バスの運行支援	実施				
コミュニティバスの運行（地区間運行型）	実施	検討	実施			
実施評価	毎年度、地域公共交通協議会にて、利用状況や利用者ニーズに応じた改善状況进行评估し、コミュニティバスについては3年に1度（次回、令和6年度）、次の3年間の運行内容の再編に向けた検討を実施					

目標2-1 民間と行政との交通機関相互の連携、及び民間と行政並びに地域住民との協働による公共交通体系の構築

施策⑥		民間および行政の連携による乗継利用促進				
施策内容	民間交通機関とコミュニティ交通機関とが連携し、お互いの乗り継ぎが出来るよう、共通乗降場所の設置や運行ダイヤの調整を行います。					
実施主体	飯塚市・交通事業者					
実施時期	事業	実施年度				
		令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
	共通乗降場所の設置や運行ダイヤ調整	実施				
実施評価	毎年度、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					

施策⑦		民間、行政及び地域住民の協働による地域公共交通の運行計画策定				
施策内容	民間事業者と行政に加え、各地区のまちづくり協議会もコミュニティ交通の運行計画編成に参画することにより、エリアワゴン等における住民ニーズを反映した運行計画編成を協働で取り組みます。					
実施主体	飯塚市・地域住民・交通事業者					
実施時期	事業	実施年度				
		令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
	まちづくり協議会参画による運行計画編成	実施				
実施評価	毎年度、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					


施策⑧		民間、行政及び地域住民の協働による地域公共交通の利用促進活動				
施策内容	広報誌の掲載・配布や説明会（イベント時やいきいきサロン等での説明会）開催等を通じて、公共交通の利用方法や運行ルート等についての幅広くかつ丁寧な情報発信、周知広報活動による利用促進を協働で実施します。					
実施主体	飯塚市・交通事業者・地域住民					
実施時期	事業	実施年度				
		令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
	広報誌の掲載・配布	実施				
	説明会（イベント時やいきいきサロン等での説明会）開催	実施				
実施評価	必要に応じて、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					


目標2-2 住民ニーズに対応した多様な輸送手法の実現


施策⑨		公共交通モニタリング調査の実施				
施策内容	公共交通の利用状況、及び地域住民や利用者の意向・要望等を目的に応じたモニタリング調査により集約し、公共交通の問題・課題や利用者ニーズを抽出します。					
実施主体	飯塚市					
実施時期	事業	実施年度				
		令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
	公共交通モニタリング調査の実施	実施				
実施評価	毎年度、地域公共交通協議会にて、調査結果の報告・評価を実施					

施策⑩		公共交通利用利便性の改善				
施策内容	公共交通の利用環境改善のため、スマートフォンによる予約乗合タクシーの予約、運賃の電子決済方法の導入等の利便性向上施策の調査等を行います。					
実施主体	飯塚市・交通事業者					
実施時期	事業	実施年度				
		令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
	スマートフォンを利用した予約の導入	調査・検討・実施				
	運賃電子決済の導入	調査・検討・実施				
実施評価	計画最終年度に、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					

施策⑪		公共交通利用環境の向上				
施策内容	公共交通の乗継利用支援のための乗降場所等の待機環境の向上を行います。					
実施主体	飯塚市・交通事業者					
実施時期	事業	実施年度				
		令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
	乗降場所等の待機環境の向上	調査・検討・実施				
実施評価	計画最終年度に、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					

施策⑫		多様な輸送形態の実施				
施策内容	地区内輸送等の多様なニーズに対応するため、適宜、様々な輸送形態（デマンド型、定時定路線型、その他の輸送手段）の調査、検討を行って、状況に適した輸送を実施します。					
実施主体	飯塚市・交通事業者					
実施時期	事業	実施年度				
		令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
	多様な輸送形態の実施	実施 				
実施評価	計画最終年度に、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					

施策⑬		環境に配慮したコミュニティ交通の運行実施				
施策内容	環境負荷軽減に配慮したコミュニティ交通の運行を行うため、二酸化炭素削減を目的としたエコカーの採用などの調査等を行います。					
実施主体	飯塚市・交通事業者					
実施時期	事業	実施年度				
		令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
	エコカーの採用などの調査・検討等	調査・検討・実施 				
実施評価	計画最終年度に、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					

施策⑭		民間路線バス事業の代替移動手段の確保				
施策内容	民間路線バス事業の路線廃止等の際には、その移動手段を確保するために、代替手段としてコミュニティ交通の運行を行います。					
実施主体	飯塚市・交通事業者					
実施時期	事業	実施年度				
		令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
	コミュニティ交通による代替運行	調査・検討・実施 				
実施評価	必要に応じ、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					

目標3-1 民間と行政の役割分担等による効果的・効率的で持続可能な公共交通事業運営

施策⑮	民間と行政の役割分担					
施策内容	民間路線バスとコミュニティ交通の競合回避により、民間路線バスとコミュニティ交通双方の持続的な運行・運営の実現を図ります。					
実施主体	飯塚市・交通事業者					
実施時期	事業	実施年度				
		令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
	民間路線バスとコミュニティ交通との競合回避	実施				
実施評価	計画最終年度に、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					

施策⑯	民間路線バス事業者と行政の情報交換や協議の継続					
施策内容	民間路線バス事業者と行政の定期的な情報交換や協議を継続します。					
実施主体	飯塚市・交通事業者					
実施時期	事業	実施年度				
		令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
	情報交換や協議（合同会議）の定期的開催	実施				
実施評価	適宜、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					

施策⑰	コストパフォーマンスの向上によるコミュニティ交通事業の効率的な事業運営					
施策内容	利用者増加及び適切な事業経費により、コミュニティ交通事業に関するコストパフォーマンスの向上を図ります。					
実施主体	飯塚市					
実施時期	事業	実施年度				
		令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
	コミュニティ交通利用者数調査	実施				
	適切なコミュニティ交通事業費支出	実施				
実施評価	毎年度に、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					

目標3-2 近隣自治体との連携による輸送機能の確保・維持

施策⑱		JR3路線の利用促進と輸送機能の維持				
施策内容	市報掲載等による3路線に関する利用促進のための情報提供や駅施設等の利活用により鉄道の利用促進を図ります。また、鉄道による輸送機能の確保・維持に取り組めます。					
実施主体	飯塚市・交通事業者					
実施時期	事業	実施年度				
		令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
	市報掲載等の情報提供	実施				
	鉄道による輸送機能の確保・維持に関する要望活動	実施				
実施評価	計画最終年度に、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					

施策⑲		JR福北ゆたか線の複線化				
施策内容	JR福北ゆたか線については、筑豊本線内で一部複線化されているものの、篠栗線内は全線単線であり、列車の本数や所要時間などで不便な面があります。飯塚市と福岡都市圏との通勤・通学の利便性向上等の観点から、JR福北ゆたか線複線化の促進活動を引き続き行います。					
実施主体	飯塚市・交通事業者・施設所有者・関係市町					
実施時期	事業	実施年度				
		令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
	複線化促進活動の実施	実施				
実施評価	必要に応じて、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					

施策⑳		J R 篠栗線と地下鉄との接続				
施策内容	JR 篠栗線へ福岡市地下鉄空港線を延伸させることにより、飯塚市から福岡空港並びに博多・天神地区へのアクセスが便利になるため、沿線自治体の活性化、交流人口の増加、筑豊地域全体の経済の活性化につながることを期待できます。その実現に向け、沿線自治体や関係機関と連携し、引き続き取り組みを進めます。					
実施主体	飯塚市・交通事業者・施設所有者・関係市町					
実施時期	事業	実施年度				
		令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
	関係機関との協議 (期成会協議)	実施				
実施評価	必要に応じて、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					

施策㉑		西鉄路線バス（近隣自治体運行路線）及び福岡行き特急の確保・維持				
施策内容	公共交通を利用した周辺市町及び福岡都市圏への移動手段の確保のため、沿線関係市町と連携し、バス路線維持に向けた協議・調整を行います。					
実施主体	飯塚市・交通事業者・関係市町					
実施時期	事業	実施年度				
		令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
	関係市町との協議・調整	実施				
実施評価	必要に応じて、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					

3 目標の達成状況を評価するための評価指標

目標の達成状況を評価するため、各施策に対し、次のとおり評価指標と評価手法を設定します。

基本方針・目標	実施施策		評価指標			評価手法		
	事項	内容	指標	令和4年度 現況値 (※を除く)	目標値	市整理・ モニタリング 調査	各種 アンケート 調査	事業者 データ 提供
基本方針1 活力あるまちづくりを支える公共交通体系の構築								
目標1-1 拠点連携型まちづくりに寄与する公共交通体系の構築	施策① 中心市街地エリアにおける輸送維持・拡充	民間路線バスの確保維持・拡充 (中心市街地内及び主要施設間の輸送実施)	西鉄路線バスの運行路線数	5路線	5路線	●		
			西鉄バス市内ローカル線利用者数 (年間輸送人員数)	1,200千人/年 (※2)	1,440千人/年 (※2)			●
	施策② 周辺地区内における輸送維持・拡充	コミュニティ交通(予約乗合タクシー、エリアワゴン、路線ワゴン)、民間タクシーの確保維持・拡充	予約乗合タクシー運行地区数	9地区	9地区	●		
			エリアワゴン運行地区数	10地区	10地区	●		
			民間タクシー事業者数	7社	7社	●		
	施策③ 中心市街地と周辺地区の連携	JR、民間路線バス、コミュニティバス、民間タクシーの確保維持・拡充	JR九州運行路線数	3路線	3路線	●		
			西鉄路線バスの運行路線数	5路線	5路線	●		
			コミュニティバス運行路線数	2路線	2路線	●		
			民間タクシー事業者数	7社	7社	●		
	目標1-2 身近な居住環境において日常生活を支える輸送と全市的な移動を担う輸送の確保・維持	施策④ 身近な輸送を支える公共交通の運行実施	コミュニティ交通(予約乗合、エリアワゴン)の運行実施・民間タクシーの運行支援(身近な居住地域から広範囲までの輸送)	予約乗合タクシー利用者数	42千人/年度 (※1)	48千人/年度	●	
エリアワゴン利用者数				31千人/年度 (※1)	39千人/年度	●		
民間タクシー事業者数				7社	7社	●		
施策⑤ 全市的な輸送を支える公共交通の運行実施		JR、民間路線バスの運行支援、コミュニティバスの運行実施	本市主要4駅(新飯塚、飯塚、天道、鯉田)の平均利用者数(乗車人員)	4,982人/日 (※3)	6,000人/日			●
			西鉄バス市内ローカル線利用者数 (年間輸送人員数)	1,200千人/年 (※2)	1,440千人/年 (※2)			●
			コミュニティバス利用者数	25千人/年度 (※1)	30千人/年度	●		

※1：利用者数は、令和4年4～9月の6か月間の実績をもとに、令和4年度の利用者数を推計したもの。

※2：西鉄バス市内ローカル線利用者数の現況実績は令和3年10月～令和4年9月実績。目標利用者数は10月～翌年9月を対象期間として計上。

※3：本市主要4駅(新飯塚、飯塚、天道、鯉田)の現況利用者数は令和3年度実績。

基本方針・目標	実施施策		評価指標			評価手法			
	事項	内容	指標	令和4年度 現況値 (※を除く)	目標値	市整理・ モニタリング 調査	各種 アンケート 調査	事業者 データ 提供	
基本方針2 民間と行政との連携、及び民間と行政並びに地域住民との協働による公共交通体系の構築									
目標2-1 民間と行政との交通機関相互の連携、及び民間と行政並びに地域住民との協働による公共交通体系の構築	施策⑥ 民間および行政の連携による乗継利用促進	コミュニティ交通と民間交通機関との共通乗降場所設置および運行ダイヤ調整による連携	交通結節点設定数	15箇所	20箇所	●			
	施策⑦ 民間、行政及び地域住民の協働による地域公共交通の運行計画策定	エリアワゴン等における地域住民との協働による運行計画編成（住民ニーズの反映）	まちづくり協議会との協働実施地区数	10地区	10地区	●			
	施策⑧ 民間、行政及び地域住民の協働による地域公共交通の利用促進活動	広報誌掲載・配布や個別説明会開催等の幅広くかつ丁寧な情報発信、周知広報活動による利用促進	広報誌年度掲載回数	4回/年度	4回/年度	●			
			説明会年度開催回数	1回	毎年度10箇所	●			
	目標2-2 住民ニーズに対応した多様な輸送手法の実現	施策⑨ 公共交通モニタリング調査の実施	モニタリング調査（利用者、市民全般、高齢者等）によるニーズ調査	公共交通モニタリング調査実施	毎年度実施	毎年度実施	●	●	
		施策⑩ 公共交通利用利便性の改善	運賃の電子決済や予約乗合タクシーのスマホ予約等の利便性向上施策の調査・検討	利便性向上施策調査実施	毎年度実施	毎年度実施	●	●	
施策⑪ 公共交通利用環境の向上		乗継利用支援のためのバス停の待機環境整備	待機施設等環境向上箇所数	2箇所	10箇所	●			
施策⑫ 多様な輸送形態の実施		地区内輸送等の多様なニーズへの対応（デマンド型と定時定路線型の併用）	地区内デマンド型運行地区	9地区	9地区	●			
			地区内定時定路線型運行地区	10地区	10地区	●			
施策⑬ 環境に配慮したコミュニティ交通の運行実施		エコカーの採用などに係る調査・検討	コミュニティ交通の環境負荷軽減施策調査・検討	調査中	継続実施	●	●		
施策⑭ 民間路線バス事業の代替移動手段の確保	民間路線バス廃止時におけるの代替交通機関対応	民間路線バス代替交通事業実施数	必要に応じて		●				
基本方針3 未来につなぐ、持続可能な公共交通事業									
目標3-1 民間と行政の役割分担等による効果的・効率的で持続可能な公共交通事業運営	施策⑮ 民間と行政の役割分担	民間公共交通機関を支援・補完するコミュニティ交通体系の確保・維持（民間と行政の交通機関の競合・重複回避）	西鉄バスとコミュニティバスの路線の競合	—	—	●			
	施策⑯ 民間路線バス事業者と行政の情報交換や協議の継続	民間路線バス事業者と行政の定期的な情報交換や協議を継続	西鉄（株）との定期的な協議実施回数	4回/年度	4回/年度	●			
	施策⑰ コストパフォーマンスの向上によるコミュニティ交通事業の効率的な事業運営	利用者増加及び適切な事業経費による、コミュニティ交通事業に関するコストパフォーマンスの向上	コミュニティ交通利用者数合計	100千人/年度（※1）	122千人/年度	●			
コミュニティ交通利用者1人あたりの平均事業費			1,364円/人	1,150円/人	●				
目標3-2 近隣自治体との連携による輸送機能の確保・維持	施策⑱ JR3路線の利用促進と輸送機能の維持	鉄道利用促進策の実施・鉄道による輸送機能の確保・維持	JR路線数	3路線	3路線	●			
			本市主要4駅（新飯塚、飯塚、天道、鯉田）の平均利用者数（乗車人員）	4,982人/日（※3）	6,000人/日		●		
	施策⑲ JR福北ゆたか線の複線化	JR福北ゆたか線複線化の促進活動の実施	要望活動	1回/年度	継続実施	●			
	施策⑳ JR篠栗線と地下鉄との接続	JR篠栗線と地下鉄との接続に向けた、関係機関との連携、取り組みの実施	期成会協議	1回/年度	継続実施	●			
施策㉑ 西鉄路線バス（近隣自治体運行路線）及び福岡行き特急の確保・維持	沿線関係市町と連携した、バス路線維持に向けた取り組みの実施	沿線自治体協議回数	3回/年度	3回/年度	●				

※1：利用者数は、令和4年4～9月の6か月間の実績をもとに、令和4年度の利用者数を推計したもの。

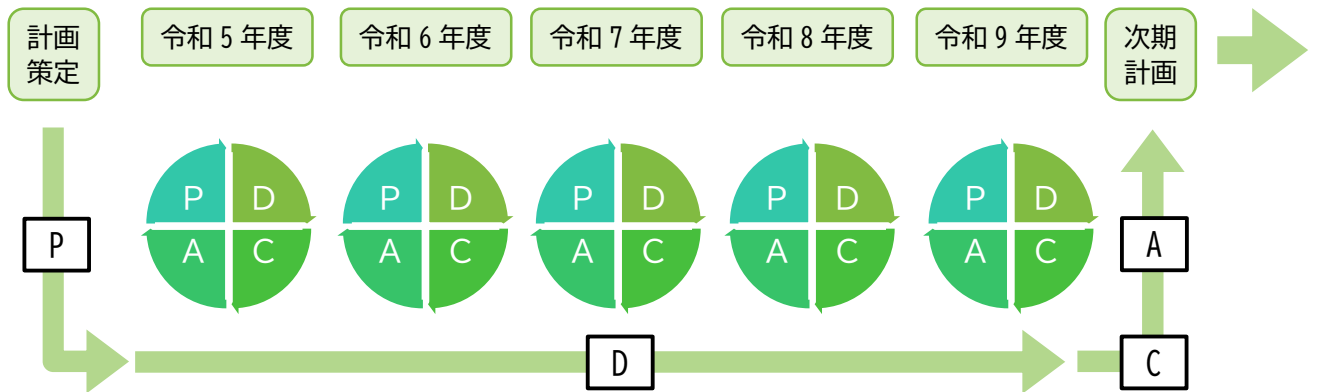
※2：西鉄バス市内ローカル線利用者数の現況実績は令和3年10月～令和4年9月実績。目標利用者数は10月～翌年9月を対象期間として計上。

※3：本市主要4駅（新飯塚、飯塚、天道、鯉田）の現況利用者数は令和3年度実績。

第9章 計画の達成状況の評価に関する事項

1 目標の達成状況や社会情勢の変化に伴う計画の見直し

計画（plan）・実行（do）・評価（check）・改善（action）というPDCAサイクルにより効果を検証しながら、施策を実施し、長期的な地域公共交通の基本方針達成を目指します。計画期間中、社会情勢の変化に合わせて、新たな法制度の整備や、新たな技術の開発・導入等も進むことが予想され、適切な時期に検証等を行い、その結果を反映させるなど、必要に応じて適宜見直しを行います。



▲ PDCA サイクルのイメージ

▼ PDCA サイクルの概要

項目	1年ごとのPDCA	計画期間のPDCA
P (計画)	各路線の運行計画の策定 各種施策の検討	地域公共交通計画の策定
D (実行)	地域公共交通の運行 各種施策の実施	計画に掲げる各種施策の実施
C (評価)	運行・利用状況の評価 施策実施効果の評価	各種施策の実行による、 市民の移動への効果などの評価
A (改善)	運行の見直し 各種施策の見直し	地域公共交通計画の見直しの検討

2 評価スケジュール及び評価手法

P D C A サイクルの評価スケジュールは次のとおりです。

本計画の評価は、最終年度（令和9年度）に事業者から提供された利用実績や各種アンケート調査などをもとに、計画及び公共交通体系の評価を実施し、実施施策の見直し及び新たな施策を追加することで、次期計画を策定いたします。

なお、地域公共交通の利用状況や利用者の意向、また本計画に定めた施策の実施状況の評価については一部を除いて毎年度実施し、地域公共交通協議会内で報告いたします。

▼ 評価スケジュール

(年度)

項目		令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
利用状況のモニタリング		○	○	○	○	○
各種調査	全般的な市民や特定の市民（高齢者等）を対象とした調査（アンケート等）		○			○
	利用者を対象とした調査（アンケートや意見徴取等）	○	○	○	○	○
施策実施状況の評価		○	○	○	○	○
目標達成状況の評価			○			○
計画・目標値の見直し			必要に応じて			○
地域公共交通協議会の開催		○	○	○	○	○